

せいかつほ ごほうだい じょう もと しゅうにゆう しんこく かくにん  
生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）

（チェック欄）

- せいかつほ ごほうだい じょう じぶん せたい しゅうにゆう ふくしじ むしよちよう  
生活保護法第61条により、自分の世帯の収入について、福祉事務所長に  
しんこく ひつよう  
申告する必要があること。
- せたいぬし はたら もの せたい ばあい もの しゅうにゆう  
世帯主だけでなく、働ける者が世帯にいる場合、その者の収入について  
ふくしじ むしよちよう しんこく ひつよう こうこうせい み せいねんしや はたら  
も福祉事務所長に申告する必要があること。高校生などの未成年者が働い  
て（アルバイトも含む）得た収入についても申告する必要があること。
- うそ しんこく ばあい せいかつほ ごほうだい じょう え しゅうにゆう ぜんがく  
嘘の申告があった場合は、生活保護法第78条により、得た収入の全額を  
ふくしじ むしよちよう かえ ふせい いし  
福祉事務所に返すものであること。不正をしようとする意思がなくても、  
しんこくも たびかさ ばあい うそ しんこく ふくしじ むしよ ほんだん ばあい  
申告漏れが度重なる場合は「嘘の申告」と福祉事務所に判断される場合があ  
ること。
- そのため、せたいぜんいん しゅうにゆう へんか ばあい ふくしじ むしよ  
そのため、世帯全員の収入に変化があった場合、すみやかに福祉事務所に  
しんこく  
申告すること。
- こんかい かくにんじ こう た せたいいん せつめい  
今回の確認事項について、ただちに他の世帯員にも説明します。

いじょう  
以上のことにつきまして、福祉事務所保護第 課 第 担当 \_\_\_\_\_  
より説明を受け、理解しました。

ねん がつ 日にち  
年 月 日

じゅうしょ  
住所

し めい  
氏名

さき あきたしふくしじ むしよちよう  
（あて先）秋田市福祉事務所長

さんこう せいかつほごほう  
（参考）生活保護法  
だい じょう ひほごしや しゅうにゆう ししゆつ た せいけい じょうきよう へんどう また  
第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は  
きよじゅうちも せたい こうせい いどう ほご じつしきかんまた ふくしじ む  
居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務  
所長にその旨を届け出なければならない。  
だい じょう ふじつ しんせい た ふせい しゆだん ほご う また たにん う もの  
第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があ  
るときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者か  
ら徴収することができる。